

前橋市福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 省略 2～9 省略 10 この条例において「<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>」とは、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。次項において「公的個人認証法」という。)</u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。 11 この条例において「<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>」とは、<u>公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。</u> 12 この条例において「<u>移動端末設備</u>」とは、<u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。</u> 13 この条例において「<u>情報提供等記録開示システム</u>」とは、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。</u> (受給資格認定に関する情報等の提供等) 第6条 受給資格者は、保険医療機関等で医療を受ける際は、電子資格確認又は資格確認書の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給資格認定に関する情報の提供(個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書を送信する方法によるものに限る。)を行い、又は受給資格者証を提示しなければならない。この場合において、第3条第1項第2号又は第3号に該当する受給資格者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額について福祉医療費の支給を受けようとするときは、受療の際に電子資格確認又は資格確認書により食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることを確認することができる場合を除き、減額認定証を併せて提示しなければならない。 2 <u>受給資格者は、前項の規定による受給資格認定に関する情報の提供を行うことができない場合は、移動端末設備を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した受給資格認定に関する情報を提示する方法によることができる。</u> (支給の申請等) 第7条 省略 2 <u>保険医療機関等(群馬県の区域以外の区域に所在する保険医療機関等)にあっては、この項の</u>	(定義) 第2条 省略 2～9 省略 10 この条例において「<u>個人番号カード</u>」とは、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</u> (受給資格認定に関する情報等の提供等) 第6条 受給資格者は、保険医療機関等で医療を受ける際は、電子資格確認又は資格確認書の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給資格認定に関する情報の提供(<u>個人番号カードを用いて情報通信の技術を利用する方法によるものに限る。</u>)を行い、又は受給資格者証を提示しなければならない。この場合において、第3条第1項第2号又は第3号に該当する受給資格者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額について福祉医療費の支給を受けようとするときは、受療の際に電子資格確認又は資格確認書により食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることを確認することができる場合を除き、減額認定証を併せて提示しなければならない。 (支給の申請等) 第7条 省略 2 <u>県内の保険医療機関等は、前条の医療を行った際に、受給資格者から徴収すべき一部負担金</u>

規定による請求について、あらかじめ市長との合意が成立している場合に限る。)は、前条の医療を行った際に、受給資格者から徴収すべき一部負担金の徴収を行わなかったときは、徴収しなかった一部負担金について、市長に福祉医療費の支給を請求することができる。

の徴収を行わなかったときは、徴収しなかった一部負担金について、市長に福祉医療費の支給を請求することができる。